

産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会
小型家電リサイクルワーキンググループ（第4回）
中央環境審議会 循環型社会部会 小型家電リサイクル小委員会（第5回）
議事概要

審議期間：令和8年9月7日（月）～令和8年9月11日（金）

審議方法：電子メールによる書面審議

議題

1. 「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に対するパブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方（案）について
2. 小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）について

議事概要

- 議題1. 「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」に対するパブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方（案）（資料3）について

承諾する：産構審9名、中環審9名

承諾しない：産構審0名、中環審0名

資料3の内容が確認され、「御意見に対する考え方」について了承された。

いただいた御意見とそれに対する考え方

委員氏名	御意見
大和田 秀二 委員	・番号1：重要鉱物については、対象鉱物の含有量、再資源化量等の把握可能性を検討し、将来的な資源回収効果の定量的評価につなげる必要があると思われる。 ・番号21：データの公表において、認定事業者の説明責任及び透明性確保の観点から、主要な実績情報は原則公表とする点は十分に考慮する必要があると考える。 ・番号28：重量のみの目標では本法の趣旨を反映しないので、今後の制度評価に当たっては、総回収重量に加えて、品目別回収状況、重要鉱物の回収・再資源化状況、リチウム蓄電池等のリユース・リサイクル実績等のデータを把握することを是非検討したい。
金城 正信 委員	・番号10：追加品目の加熱式たばこ、電子たばこの製造販売事業者は、寡占化していますので一部の意見にもありますようにデポジットの検討をしていただきたい。 ・番号12：回収量増加に関して認定事業者の努力を促す御意見もありました。認定事業者の会として真摯に受け取り会員にも働きかけていきます。自治体におかれましても全品目の回収の実施とピックアップ回収とステーション回収など複数の回収方法を活用して積極的に実施していただくように国としても働きかけをお願いします。

	・番号 13、15：消費者への認知度向上が必要という意見が複数あり、私共も同意見です。追加品目を周知する時に小型家電リサイクル法及び回収の仕組みを国、自治体、認定事業者、製造事業者、販売事業者が一体となった広報活動を積極的に行っていただきたい。
齋藤 優子 委員	・番号 28：資料 3 について、番号 28 で提案された品目別回収率、リチウム蓄電池の回収率、膨張・破損品等の回収実績、回収拠点へのアクセス、受入拒否件数、火災・発煙事故、人的・経済的被害、重要鉱物の国内回収・再資源化率、リユース等の指標について、評価指標のあり方を検討する際の参考とするとの考え方に同意する。回収量を向上させるためのポイントとして、これらの提案指標を生かす策を検討することには大きな意義がある。
二木 玲子 委員	・番号 8、22：①リチウムイオン電池を使用していることの表示、②使用製品から電池の取り外しの可否及び取り出し方法の明記、③ネット販売商品についても同様の表示の必要性については、一般消費者がリチウムイオン電池の廃棄にあたってより適切に、安全に分別、廃棄するための必要情報だと思います。
増田 朋子 委員	・番号 8：消費者にリチウム電池使用製品の排出方法について分かりにくい状況が続いている。基本的に各市町村により、表記にばらつきがあることが課題であるため、回答案のとおり、国レベルで告知と回収方法の標準化を進めるべきだと思います。 ・番号 9：発火原因、事故件数などの公表により、一般消費者、事業者も正しくリスクを理解し、リサイクル行動を促進すると考えられます。 ・番号 10：同様の意見である。製品名の個別に指定していく現状では、追いつかない可能性がある。現在の品目別製品名の上位概念にあたる（各品目の傘となる、カバーできる）大品目名を創ることで抜け漏れが防げるのではないだろうか。 ・番号 12：インセンティブは確かに導入した方が回収率は上がりそうである。各市町村においての回収量の増減で、目立つ増減があった場合にはヒアリングを行い、好事例もしくは減少した理由を国レベルで把握し、好事例の横展開、失敗事例の情報共有により、好ましい・好ましくない行動が明らかになるのではないかな。 ・番号 13：番号 4、8 の御意見と同様であり、統一的な検索窓口、プラットフォームが必要になってくるだろう。 ・番号 17：リサイクルの流れから、不法事業者を排除するための連携は必須。 ・番号 18：リチウム電池を一般ごみに廃棄されるリスクを排除するためにも、分かりやすいポスターなどでマナーやルールは告知する必要はあるだろう。 ・番号 19：御意見 18 にも関連するが、分かりやすさ、注目されるポスターやチラシは、今後も提供してってもらい、困っている住人、外国人に認知が広がるとよい。 ・番号 20：御意見 4、8、13 と同様、地方自治体個別の情報よりも、国レベルでのまとまった情報が求められている。
吉田 綾 委員	・番号 16：メーカー横断型の共同回収制度や共同基金、オンラインモール運営者を含めた費用負担の仕組みといった提案に対する直接の回答が見当たらず、御意見の趣

旨に十分対応していないように感じる。促進型の制度であり国が直接関与できる余地は限定的であることを説明した上で、制度上の位置付けや既存の回収スキーム（パソコン、リチウムイオン電池を含む製品）との関係を示す回答の方がよいのではないか。

<御意見に対する考え方>

（小型家電の回収量増加のための取組について）

小型家電の回収については、市町村による回収と認定事業者による直接回収を推進しております。

市町村回収については、ステーション回収やピックアップ回収等、地域の実情に応じて複数の回収方法を組み合わせることで回収量の拡大を図っており、ピックアップ回収等の実施が困難な市町村に対しては、小売事業者との連携や認定事業者による直接回収の周知を通じて、市町村回収を補完する取組を進めております。認定事業者による直接回収では、拠点回収、店頭回収、宅配便回収、引越し事業者による回収など、消費者ニーズに応じた多様な回収方法が広がっております。回収量拡大に向けては、インセンティブの付与も有効な手法の一つと考えており、併せて自治体等における回収量の増減要因や好事例の把握・横展開についても、今後の施策検討の参考といたします。

さらに、令和8年度からは、小型家電に含まれる都市鉱山資源の回収量増加を目的として、「トレーサビリティ管理を活用した使用済小型家電回収モデル事業」を実施しております。本事業では、宅配便等による市民からの直接回収の拡大に向け、トレーサビリティシステムを活用し、運搬車両表示の省略、再委託管理の合理化、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の代替可能性等について検証を行っており、更なる回収促進へつなげてまいります。

（リチウム蓄電池等を含む小型家電に関する情報提供に係る取組について）

発火・火災等の発生防止は重要と認識しており、発火原因や事故情報の把握・情報提供のあり方について、市町村による周知の優良事例の共有や、リチウムイオン電池等の回収体制構築に係る取組を通じ、適切な排出方法の周知及び自治体の回収体制の整備を進めております。

また、令和7年度から、リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議（消費者庁、総務省、経済産業省、国土交通省、環境省）を実施し、リチウムイオン電池による発火・火災等災害の防止のための総合的な対策を講じており、引き続き関係省庁・団体で連携して取り組んでまいります。

（回収・再資源化に係る評価について）

品目別回収率、リチウム蓄電池の回収実績、火災・発煙事故件数、重要鉱物の国内回収・再資源化率、リユース等の実績等については、制度目的である資源確保、有害物質管理及び廃棄物減量化の達成状況を評価する上で有用な観点を含むものと認識しています。一方、これらの指標の設定に当たっては、データの収集・集計方法や公表のあり方について実務的な検討が必要であることから、評価指標のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。御指摘の各指標は制度を多角的に評価する上で有用な観点を含むと認識しています。一方、指標化にはデータの収集・集計方法等の実務的検討が必要であり、番号28への回答と同様、今後の評価指標のあり方を検討する際の参考とすることとします。

(費用負担のあり方について)

小型家電の回収促進に伴う費用負担のあり方は、製造・販売事業者等による費用負担や回収時のインセンティブ設計を含む、制度全体の枠組みに関わる事項です。デポジット制度や助成措置等の各種の回収促進策につきましては、発火リスクの高いリチウム蓄電池等を含む製品の回収を促進する観点も踏まえ、制度設計全体の中で、効果的な回収インセンティブのあり方を検討する際の参考とさせていただきます。

(その他御意見について)

いただいた御意見は、今後、報告書に基づく措置の実施等に当たって参考とさせていただきます。また、いただいた文言修正等については、必要に応じて修正させていただきます。

● 議題２．小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）（資料４） について

承諾する：産構審９名、中環審９名

承諾しない：産構審０名、中環審０名

資料４の内容が確認され、「報告書（案）」について了承された。

いただいた御意見とそれに対する考え方

委員氏名	御 意 見
旭田 正浩 委員	・報告書（案）p. 15：（３）にある違法な回収業者の状況について一般消費者の体験として小型家電を回収ステーションに置いたものが不適正と思われる者により、回収される実態を見たことがある。主に金属が多く含まれる価値がありそうなものを中心に盗難行為が行われている。このような点についても、記述されるべきではないかと思う。
大和田 秀二 委員	・第４章の表現では資源法や高度化法との重複計上を行うようにとらえられるが、パブコメに対する回答には「重複計上を避けることは重要な課題」とあるので、整合性が取れていない。
鬼沢 良子 委員	・報告書（案）p. 20：国内の資源循環がますます重要な昨今、資源化技術等、社会変化のスピードは速く、５年後の見直しに拘らず柔軟な対応が必要と思います。
金城 正信 委員	・報告書（案）p. 15：宅配回収の実施を推進する上でも運送業における緩和の実施をお願いします。
齋藤 優子 委員	・報告書（案）p. 9：「小型家電リサイクル制度を取り巻く状況の変化」について、小型家電リサイクル強化は資源戦略やリチウムイオン電池、プラスチック関連法制度と不可分であり、制度促進のためにはこれらの法政策を連携して強く進める必要があることを記載した方がよい。促進法であるからこそ、関連法制度や地域の各政策との連携が鍵になる。 ・報告書（案）p. 21：「第４章 目標」について、次の評価・検討を５年後とするので

	はなく、回収量増加の評価や促進策の検討は継続的に行う必要がある。小型家電リサイクルを取り巻く状況変化が著しく、重要鉱物資源の観点の重要性も高まっていることから、継続的な議論が必須である。
二木 玲子 委員	・小型家電リサイクル法に関する報告書、パブリックコメントという限界はあるかもしれませんが、この法律が施行された時には想定されなかったリチウムイオン電池の発火による多くの被害が出ています。そのためにも、資源化の回収業者の問題だけでなく、製造者の責任と消費者の責任を両方の立場の人に、教育するべきだと思います。
増田 朋子 委員	・報告書（案）p. 16：（５）消費者の認知向上は非常に重要なポイントである。小型家電リサイクル制度の認知度が６割というのは、低いと言わざるを得ない。リチウムイオン電池の発火事故の原因には消費者の認知不足によるものである。小型家電を購入する際には、手放す時に必要な情報（リサイクル知識）を得ている必要がある。この文章では、「消費者は、小型家電リサイクル制度の趣旨を理解し、小型家電の分別排出に協力すべきである。」とあるが、もっと強くこの点の重要性を記載してもらい、今後の施策につなげていくべきだと考える。以下p. 18（３）や３にも記載がありました（p. 18「（３）効率的なリサイクルのためのコミュニケーションの促進」など）。 ・報告書（案）p. 16：エシカル消費やサステナブル消費の研究では、「認知と行動のギャップ」という課題は広く知られていますが、いくつかの調査では、認知７割でも行動３割がせいぜいのところです。本報告書内では、認知６割とありますので、実際の行動に移せる人は実際にはもっと低いことが懸念されます。リサイクル制度の認知を上げることは、当然重要なのですが、行動しやすくなる仕組みづくりも併せて重要です。 → 次回調査をする際には、行動ベース、実績ベースの質問（例「最寄りの回収拠点を知っているか」「過去１年以内に実際に排出した経験があるか」など）をぜひ追加して頂き、実態をより正確に知りたいと思います。 → 小型家電の購入時にリサイクル制度を知ってもらうことに関しては、タイミングが大事です。引越し、卒業・入学、スマートフォンやPCの買替えなど、小型家電が大量に動く「ライフイベント」を捉えた集中的な周知は、単なる恒常的な広報よりも行動変容効果が高いと考えられるため、この観点も可能なら施策を検討する際には必要ではないかと思います。 → 議案１で読んだパブコメでは、自治体ごとの情報提供とともに、国レベルの標準的な情報のプラットフォームが必要という意見がいくつかありました。多くの消費者が、どのようにリサイクルをしたらよいのか不明、理解していない場合が多いようなところは、繰り返しになりますが課題なので、国レベルでの情報のまとめプラットフォームは必要かと思います。
山本 雅資 委員	・報告書（案）p. 15：の「具体的な方策」の中の「１．小型家電の回収量の増加」の（１）から（５）の順序には意味があるでしょうか。（５）の消費者の意識について

	て最後にするのは良いと思うのですが、違法なものや不適正なものは対応の優先順位が高いように思います。 ・報告書（案）p. 15、16：（４）の不適正ヤードについては、最後に「・使用済小型家電の関連では下記事項が検討されており、①～⑥の対策の必要性について制度的な検討が進められている。」とありますが、方策についての節なので、こうした指摘と整合的に対応を進めていく、といったような方向性で締めた方が良いように感じました。
吉田 綾 委員	・報告書（案）p. 20：「第３章１．で述べたとおり、回収量の更なる拡大に向けて取り組む余地は十分にある」との記載について、その根拠が報告書中で十分に示されているとは言い難い。ステーション回収・ピックアップ回収は財政的制約のある自治体には採用が容易ではなく、直接回収も事業採算性の範囲にとどまるため、回収量の大幅な増加に直ちに結びつくとは限らない。 ・報告書（案）p. 20：第４章（目標）について、回収量目標 14 万トンを維持し目標年度を令和 11 年度に設定する案だが、回収量を具体的にどの程度増加させられるかの見通しが十分に示されていない中で、目標期限をさらに延長することには慎重であるべきではないか。 ・促進型の制度を前提に目標年度の延長を重ねるのではなく、どのような条件を整えば義務型の制度への移行を検討すべきか、その判断のあり方についても議論が必要だったと思う。

<御意見に対する考え方>

（認知度向上について）

小型家電リサイクル法第 6 条（消費者の責務）において、「消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあつては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。」とされており、消費者による適切な分別・排出が制度の円滑な運営に当たって重要であると認識しております。

このため、追加品目の周知においても、関係主体と連携し、制度の内容や適切な排出方法について分かりやすく周知することが重要と考えております。現在、市町村が活用できるポスター、チラシ、動画等の啓発資材を提供しており、引き続き適切な分別・排出方法の効果的な周知に取り組んでまいります。

また、制度の認知向上に加え、消費者が実際に適切な分別・排出行動に移せる環境を整備することも重要であると認識しております。このために、認知度のみならず行動実態の把握も含めた今後の消費者調査や、回収拠点・排出方法に関する分かりやすい情報提供、効果的な周知に努めてまいります。

（その他御意見について）

いただいた御意見は、今後、報告書に基づく措置の実施等に当たって参考とさせていただきます。また、いただいた文言修正等については、必要に応じて修正させていただきます。